

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第2号））

教育委員会規則の制定及び改正について

大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則及び大阪府教育委員会通則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。

平成27年3月27日

大阪府教育委員会

<参考>

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 二 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。

# 大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

## ■制定の理由

大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第六号）の制定に伴い、同条例第二条第三項の規定に基づき、大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定する必要があるため。

## ■制定の内容

(1) 第一条（趣旨）

(2) 第二条（職務に専念する義務の免除）

（一般職に適用される「職務に専念する義務の特例に関する規則」を基に、教育長の職務に専念する義務の特例を規定）

- 1 地方公務員災害補償法の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
- 2 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の役員又は職員を兼ねる場合
- 3 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の審議会、委員会、調査会その他これらに類するものの役員又は職員を兼ねる場合
- 4 国、地方公共団体又はその他の団体若しくはそれらの機関が行う講演会、講習会、研究会その他これらに類するものに参加し又は講師として出席する場合
- 5 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の行う試験を受ける場合
- 6 地震、火災、水害その他重大な災害に際し、専念すべき職務以外の業務に従事する場合
- 7 前各号のほか、教育委員会が適当と認める場合

## ■施行期日

平成27年4月1日

## ■政策アセスメント・制度間調整

大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第六号）

## 大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成二十七年大阪府条例第六号)第二条第三号の規定に基づき、大阪府教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の職務に専念する義務の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ大阪府教育委員会の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第五十一条第一項及び第二項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審理に出頭する場合

二 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の役員又は職員を兼ねる場合

三 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の審議会、委員会、調査会その他これらに類するものの役員又は職員を兼ねる場合

四 国、地方公共団体又はその他の団体の機関が行う講演会、講習会、研究会その他これらに類するものに参加し又は講師として出席する場合

五 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の行う試験を受ける場合

六 地震、火災、水害その他重大な災害に際し、専念すべき職務以外の業務に従事する場合

七 前各号に掲げるもののほか、大阪府教育委員会が適当と認める場合  
附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 大阪府教育委員会通則の改正（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

### ■改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

#### ①これまでの教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置に伴う改正

- ・教育委員長にかかる規定を削除する。（改正前の第2条、第4条～第5条の2）
- ・新教育長は教育委員ではないことから、「教育委員が」を「教育長及び委員が」に改める。（改正後の第4条）
- ・「委員長」を「教育長」に改める。（改正後の第17条）

#### ②教育長職務代理者に関する規定の新設（改正後の第3条）

法改正により、教育長が欠けた場合には、あらかじめ指名された教育委員が教育長の職務を行うこととされたことに伴い、その職務のうち、非常勤の教育委員が事務執行を行うことが困難である事務については、教育次長に委任することを規定しておく。

#### ③教育長が委任を受けた事務の管理及び執行の状況の報告に関する規定の新設（改正後の第7条）

法改正により、新教育長が教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、教育委員会に報告することが義務付けられたことを受け、所要の規定を新設する。

#### ④その他

- ・章立てによる構成の廃止
- ・字句の修正

### ■施行期日

平成27年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

## 新「教育長」の職務及びその職務代理者

### 新「教育長」の職務

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新「教育長」が設置される。

#### 【委員長（非常勤）】

- 教育委員会会議の主宰  
（議長として会議を運営）
- 教育委員会を代表  
（委員長名で委員会の法律行為をなし得る）

#### 【教育長（常勤）】

- 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる  
（委員会のすべての事務の具体的な執行に当たる）
- 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督  
（実際の事務執行に当たり、事務を取りまとめ、事務局職員を指揮監督）

#### 【新「教育長」（常勤）】

- ◆教育委員会会議の会務を総理
  - 教育委員会会議の主宰
    - 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる
    - 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督
- ◆教育委員会を代表

### 新「教育長」の職務代理者

- ・新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任することとなっている。
- ・委員は非常勤であり、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能である。

新「教育長」の職務代理者である教育委員（非常勤）が事務執行を行うことが困難である以下の事務については、規則において、教育次長に委任することを規定しておく。

- 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる
- 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督

※従前の委員長（非常勤）の職務である、教育委員会会議の主宰、教育委員会を代表、については、職務代理者である教育委員が行う。

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会通則の一部を改正する規則

大阪府教育委員会通則（昭和二十四年大阪府教育委員会規則第一号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 教育長の職務代理人、事務の委任及び臨時代理、事務局の機構及び職員（臨時の者及び非常勤の者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の職員に限る。）を除く。）の職の設置並びに公告式等については、法令又はこれに基づく条例に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第二章 総則</p> <p>第一条 総則</p> <p>第二条 委員会の委員長の選挙、事務の委任及び臨時代理、事務局の機構及び職員（臨時の者及び非常勤の者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の職員に限る。）を除く。）の職の設置及び公告式については、法令又はこれに基づく条例に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第二章 委員長</p> <p>第三条 削除</p> <p>第四条 委員長が辞職しようとするときは、文書による辞職願を委員会に提出して、許可を得なければならぬ。</p> <p>第五条 委員長が欠けるに至ったときは、委員長の選挙は、その欠けた日から二十日以内に、これを行わなければならない。</p>
<p>第三条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十三条第二項の規定によりその職務を行う委員（以下「教育長職務代理人」という。）を指名したときは、その氏名を告示する。</p> <p>2 教育長職務代理人は、法第十三条第二項の規定により教育長の職務を行うに当たっては、法第二十五条第四項の規定により次に掲げる事務を第十一条に規定する教育次長に委任する。</p> <p>一 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。</p> <p>二 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。</p>	<p>第五条の二 委員会は、委員長を選挙したとき及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十二条第四項の規定により委員長の職務を行う委員を指定したときは、その住所及び氏名を告示する。</p> <p>第三章 教育委員の辞職</p> <p>第六条 教育委員が、法第十条の規定により知事及び委員会の同意を得ようとするときは、文書による辞職願を、委員会に提出しなければならない。</p> <p>第四章 事務の委任、臨時代理</p>
<p>第四条 教育長及び委員が、法第十条の規定により知事及び委員会の同意を得ようとするときは、文書による辞職願を、委員会に提出しなければならない。</p> <p>第五条 （略）</p>	<p>第七条 （略）</p>

第六条 (略)

第七条 教育長は、法第二十五条第一項の規定により委任された事務のうち重要なもの又は委員会が必要と認めるものの管理及び執行の状況を、毎年、委員会に報告しなければならない。

2| 教育長は、前条の規定により臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を、毎年、委員会に報告しなければならない。

第十条 (略)

第十一条 教育次長は、教育長を補佐し、単独の課の事務を監督する。

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 前七条に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、別に定める。

第十六条 (略)

第十七条 前条の規定により委員会規則又は規程を公布しようとするときは、公布の旨の前置文、年月日及び教育長名を記入して教育長の印を押すものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年十月十七日から適用する。

第七条の二 (略)

第五章 事務局の機構及び職員

第九条の二 (略)

第九条の三 教育次長は教育長を補佐し、単独の課の事務を監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、別に定めがある場合を除き、その職務を代理する。

第九条の四 (略)

第九条の五 (略)

第九条の六 (略)

第十条 この章に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、別に定める。

第六章 削除

第十一条から第十二条の四まで 削除

第七章 公告式

第十三条 (略)

第十四条 前条の規定により委員会規則又は規程を公布しようとするときは、公布の旨の前置文、年月日及び委員長名を記入して委員長の印をおすものとする。

附則

第十五条 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年十月十七日から適用する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。